

議案第46号

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

安全安心なまちづくりに関する計画を審議会に諮るため、富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正する条例

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「市民等」を「審議会」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。